

政令第三百十三号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「二七九、二〇〇トン」を「二五七、〇〇〇トン」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。